

令和5年 デジタル複合機賃貸借 入札説明書

1	件名	令和5年 デジタル複合機賃貸借
2	供給場所	大和郡山市北郡山町248番地4他
3	契約期間	令和5年3月31日から令和10年3月30日(5年間)まで 32台 ※本件は地方自治法第234条の3の規定による長期継続契約である。 よって本件の契約締結日の属する年度の翌年度以降の発注者の予算において、当該予算が減額または削除された場合は、発注者は翌年度以降の契約変更または解除をすることができる。
4	開札日時 及び場所	令和5年2月17日(金) 10:00 大和郡山市役所 4階 401会議室
5	入札書提示額	①月額賃貸借料金、カウンター料金の単価を 消費税相当額抜き の金額で提示して下さい。 ②これらの単価および年間予定印刷枚数で算出された各施設のデジタル複合機にかかる賃貸借料の年間合計額である入札額について、予定価格内で最低価格提示業者を落札者とします。 ※入札書(Excelファイル)は、参加申請確認業者に電子メールにて配布致します。 ※入札書に記載するカウンター単価は小数点以下第2位まで記入すること。
6	入札参加資格	入札参加者は、次のすべての要件を満たしていること。 (1) 大和郡山市令和4年度物品購入・委託業務等に係る業者登録において、登録がなされている者。 (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定により一般競争入札への参加を排除されていない者であること。 (3) 国税・地方税の滞納のない者であること。(加えて市内に本店支店を有する事業者にあつては当市の市民税の滞納のない者であること。) (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更正手続開始の申立がなされていない者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立がなされている者(会社更生法にあつては更正手続開始の決定、民事再生法にあつては再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。 (5) 事故発生時、緊急対応が必要な場合に対応可能な体制が整備されていること。 (6) 下記の暴力団等排除措置要件に該当していない者。 ①代表役員等若しくは一般役員等が、暴力団の関係者であると認められる、又は暴力団関係者が資格者の経営に実質的に関与していると認められる。 ②代表役員等又は一般役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用するなどしていると認められる。 ③代表役員等又は一般役員等が、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人、組合等に資金その他の財産上の利益を提供しており、又はこれらに便宜を供与するなどして積極的に暴力団の維持運営に協力若しくは関与していると認められる。 ④代表役員等又は一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる。 ⑤代表役員等又は一般役員等が、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められ、若しくは④に該当することとなる法人、組合等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められる。 (7) プライバシーマーク認定業者又はISMS認証業者、個人情報保護方針等を定めた業者であること。

7 入札説明書を 交付する場所	入札説明書等はホームページよりダウンロードのこと。
8 入札参加資格 の確認方法	<p>この入札に参加を希望する者は、6に掲げる入札参加資格を有することの確認を受けるため、条件付一般競争入札参加申請書(以下「申請書」という。)及び暴力団に関与のない旨等の誓約書兼承諾書(以下「誓約書兼承諾書」という。)、及び過去2年間のコピー機における賃貸借(リース)契約実績表を提出しなければならない。</p> <p>なお、期限までに規定の書類を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、この一般競争入札に参加することができない。</p> <p>(1)提出書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 一般競争入札参加申請書 ② 暴力団に関与のない旨等の誓約書兼承諾書 ③ 過去2年間のコピー機における賃貸借(リース)契約実績表(2・3) (国・都道府県・市町村との契約に限る。) ④ 6(7)を証明できるもの <p>(2)提出期間 令和5年1月30日(月)から令和5年2月8日(水)まで</p> <p>(3)提出場所 〒639-1198 大和郡山市北郡山町248番地4 大和郡山市役所 総務部 総務課</p> <p>(4)提出方法 持参又は郵送によること。なお郵送については消印有効</p> <p>(5)入札参加資格の確認</p> <p>申請書及び確認資料の提出のあった者(以下「申請者」という。)には、令和5年2月9日(木)までに次に掲げる事項を記載した結果確認通知書を通知する。</p> <p>ア 入札参加資格を有すると認められた者にあつては、入札参加資格がある旨</p> <p>イ 入札参加資格を有しないと認められた者にあつては、入札参加資格がない旨及びその理由</p> <p>ウ 入札参加資格の確認通知書において、入札保証金の納付が必要とされた者は、市の指定する日までに入札保証金を支払わなければ失格となり、入札に参加できない。</p> <p>(6)その他</p> <p>ア 申請書及び確認資料の作成及び提出にかかる費用は申請者の負担とする。</p> <p>イ 市長は、提出された申請書及び確認資料を入札参加資格の確認以外に申請者に無断で使用しない。</p> <p>ウ 提出された申請書及び確認資料は返却しない。</p>
9 仕様書の質問	<p>(1)仕様書等の内容について質問がある場合は、次のとおり電子メールにより提出すること。</p> <p>ア 提出期間 令和5年2月8日(水) 17時15分まで</p> <p>イ 送信先 大和郡山市 総務課 管財係</p> <p>ウ 提出先アドレス kanzai@city.yamatokoriyama.lg.jp</p> <p>(2) (1)の回答については、当市ホームページに掲載する。ただし質問なしの場合を除く。</p> <p>ア 回答期限 令和5年2月9日(木)</p>

<p>10 入札保証金</p>	<p>(1)入札保証金1,100,000円(金融機関が振り出し、又は支払保証した小切手)を下記期日までに支払うこと。</p> <p style="text-align: center;">令和5年2月17日(金) 10:00まで (当日入札開始前に支払)</p> <p>ただし、大和郡山市契約規則第6条各号に規定される場合はこれを免除とする。</p> <p>落札者の決定後ただちに還付する、ただし、落札者にかかる入札保証金は契約保証金に充当する。</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>(入札保証金免除規定) 大和郡山市契約規則(抄) 第6条 第4条第1項の規定による入札保証金は、次の各号に掲げる場合においてその全部又は一部を免除することができる。 (1)一般競争入札に参加しようとする者が保険会社との間に、本市を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。 (2)令第167条の5に規定する資格を有する者で、過去2年間に本市又は他の官公庁と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠</p> </div> <p>(2)契約保証金 大和郡山市契約規則第21条に規定する契約保証金(落札額の10%以上)を支払わなければならない。ただし、同規則第22条に該当する者はこれを免除とする。</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>(契約保証金免除規定) 大和郡山市契約規則(抄) 第22条 前条第1項の規定による契約保証金は、次に掲げる場合においてその全部又は一部を免除することができる。 (1)契約の相手方が保険会社との間に本市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。 <p style="text-align: center;">(省略)</p> (3)競争入札に参加する資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去2年間に本市又は他の官公庁と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行しかつ契約を履行しないこととなるおそれがないと認</p> </div> <p>(3)契約書作成の要否 要</p>
<p>11 入札の方法</p>	<p>ア 提出期限 令和5年2月16日(木) 17時まで (必着)</p> <p>イ 提出方法 書留郵便で郵送すること。</p> <p>ウ 提出先は 9 (1)イに同じ</p>

12 入札上の注意

(入札の基本的事項)

入札者は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、その他関係法令、及び仕様書、図面その他契約に必要な条件を承諾のうえ、入札すること。

(公正な入札の確保)

入札者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に抵触する行為を行ってはなりません。

(消費税及び地方消費税に伴う入札金額の記入方法)

入札書は、消費税及び地方消費税を含まない金額を記入することによりExcel上で自動計算が行われます。なお、落札金額及び契約金額は、入札書記載単価に消費税を加算した額とします。

(入札書の金額の数字)

入札書に記入する数字はアラビア数字を用い、数字の前には¥（円記号）を記入してください。

(入札書の記載事項の訂正)

記載事項を訂正するときは、誤字に二重線を引き、上部に正書し、使用印を押印すること。ただし、金額の訂正は認めません。また、郵送後の条件付一般競争入札参加申請書、入札書およびその他必要書類の記載事項の訂正は一切認めません。

(入札の辞退)

郵便入札において、入札を辞退する場合は開札の前日までに辞退届を市長に提出すること。また、入札書等の郵送後においても、開札日の前日までは入札辞退を認めます。この場合、入札を辞退する者は辞退届を市長に提出すること。
2 辞退届を提出して入札を辞退した場合においても、これを理由に指名等について何ら不利益な取扱いを受けることはありません。

(入札執行回数)

入札執行回数は、1回とします。

(入札書等の提出方法)

当該郵便入札に参加する者は、入札書に記名押印し、大和郡山市が指定する記載方法の封筒へ封入し、指定された入札書の郵送到達期限までに書留郵便により、指定の宛先まで郵送すること。
2 提出された入札書等は、書換え、引換え又は撤回することはできません。

(無効の郵便入札)

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。この場合、無効とした入札書等は返却しません。

(1) 市長が定める入札条件に違反した入札

(2) 入札書に記名押印のない入札

(3) 入札書、郵送用封筒、その他必要書類の数字又は文字の誤脱等により必要な事項を確認できない入札

(4) 同一の入札参加者が2通以上の入札書を提出した入札

(5) 直接入札担当課に持参するなど郵便入札の方法によらない入札

(6) 期限までに到達しなかった入札書又は必要書類が同封されていない入札

(7) 書留郵便以外の方法による入札

(8) 入札書以外のもの（金額の透視を防ぐために使用される紙等を除く）が同封された入

(開札)

1 開札は、市職員による開札事務従事者、当該入札事務に関係のない職員及び開札立会人により執行します。

2 開札の結果、落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、その時点で開札立会人にくじを引かせて落札者を決定します。この場合、開札立会人が、くじを引かない場合は、代わりに当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせます。

3 開札の立ち会いを希望する入札者は、開札日の前日（大和郡山市庁舎の休日の場合は、その前日の正午までに電子メールで申し込みをすること。

(入札の延期、中止及び取消し)

郵便入札において郵便事情等により事故が発生したとき、又は不正な行為等により、必要があると認めるときは、入札の延期、中止又は取消します。

(落札者の決定)

予定価格以下で、最低の価格をもって入札した者を落札者とします。落札者を決定した場合は、速やかに当該落札者に通知し、入札結果をホームページ上に掲載します。

12 入札上の注意
つづき

⑤ 入札書を提出する封筒の記載方法
入札書は下図のように封書に記載して封入し、割印を押印のうえ提出してください。

書留郵便
相当額の
切手

〒 639-1198
奈良県大和郡山市北郡山町248番地4
大和郡山市役所
総務課 管財係

大和郡山市長 上田 清 様

書留

条件付一般競争入札 入札書在中	
入札件名	令和5年 デジタル複合機賃貸借
委託場所	大和郡山市北郡山町248番地4他
開札年月日	令和5年2月17日(金) 10:00
商号	株式会社 ●●●●
代表者名	代表取締役 ■■■■
連絡先	連絡先電話番号
担当者名	▲▲ ▲▲

印

※中の記載金額が、透けて見えないように封入してください。

切り取って封筒にお貼りください。

〒 639-1198
奈良県大和郡山市北郡山町248番地4
大和郡山市役所
総務課 管財係

大和郡山市長 上田 清 様

条件付一般競争入札 入札書在中	
入札件名	令和5年 デジタル複合機賃貸借
委託場所	大和郡山市北郡山町248番地4他
開札年月日	令和5年2月17日(金) 10:00
商号	
代表者名	
連絡先	
担当者名	

記入例

- 1. 件名
- 2. 場所

令和5年 デジ
大和郡山市北郡山町

このセルへの入力は不要です。自動計算します。

令和 年 月 日

実際に入札書を作成した日を記入して下さい

3. 入札金額

¥56,585,243 円

所在

ここに金額(税別)を小数点以下第2位まで記入して下さい。
(入力されている単価は記入例であり、予定価格ではありません。)
他のセルへの入力は入力する必要はありません。

大和郡山市契約規則により上記のとおり
大和郡山市長 上田 清 様

番号

代表者名

代表者
捺印

仕様	① 台数	②		④		⑤		年間予定 印刷枚数 (モノクロ全台)	年間予定 (カラー)	額
		月額賃貸借料金 (1台あたり)	カウンター料金 (モノクロ1枚あたり)	カウンター料金 (カラー1枚あたり)	カウンター料金 (モノクロ1枚あたり)	年間予定印刷枚数 (モノクロ全台)	年間予定 (カラー)			
05-A	17台	¥5,000	¥20.00	/	241,448 枚	枚	¥5,848,960	枚	¥6,433,856	
05-B	1台	¥5,000	¥20.00	/	40,742 枚	枚	¥874,840	枚	¥962,324	
05-C	1台	¥5,000	¥20.00	¥50.00	5,613 枚	2,295 枚	¥287,010	枚	¥315,711	
05-D	3台	¥5,000	¥20.00	/	228,628 枚	枚	¥4,752,560	枚	¥5,227,816	
05-E	6台	¥5,000	¥20.00	/	880,921 枚	枚	¥17,978,420	枚	¥19,776,262	
05-F	2台	¥5,000	¥20.00	/	881,502 枚	枚	¥17,750,040	枚	¥19,525,044	
05-G	1台	¥5,000	¥20.00	¥50.00	111,755 枚	300 枚	¥2,310,100	枚	¥2,541,110	
05-H	1台	¥5,000	¥20.00	/	78,960 枚	枚	¥1,639,200	枚	¥1,803,120	

32台

⑥ 入札書の記載方法

別添の入札書様式をご利用ください。

入札仕様書

番号	項目	内容
1	件名	令和5年 デジタル複合機賃貸借
2	賃貸借期間	令和5年3月31日から令和10年3月30日まで（5年間） 32台 ※本件は地方自治法第234条の3の規定による長期継続契約である。よって本件の契約締結日の属する年度の翌年度以降の発注者の予算において、当該予算が減額または削除された場合は、発注者は翌年度以降の契約変更または解除をすることができる。
3	納入台数	デジタル複合機 (内訳) 仕様 台数 05-A 17台 05-B 1台 05-C 1台 05-D 3台 05-E 6台 05-F 2台 05-G 1台 05-H 1台 合計 32台 ※納入するデジタル複合機は別紙2「納入機器リスト」から選択すること。
4	納入場所	別紙1「令和4年度末更新機器及び全機種共通仕様書」に記載
5	納入期限	令和5年3月30日まで(必要な動作確認等を含む)
6	年間予定印刷枚数	別紙1「令和4年度末更新機器及び全機種共通仕様書」に記載(1年間の印刷枚数実績) ※ただし今後の印刷枚数を保証するものではありません。
7	料金方式	・賃貸借料金 月額リース料金方式(定額) ※月額賃貸借料金には、機器の搬入・設置調整費用および既存機器の撤去、廃棄も含めること。(一部の既存機器の撤去は現設置業者が行う場合もあります。) ・保守料金 月額カウンター料金方式(単価×年間印刷枚数) ※1枚あたりの単価には、保守点検、修繕等の維持管理料金及びトナー等すべての消耗品(用紙除く)、供給料金をすべて含めること。

8	契約方法	<p>(1) 契約は月額賃貸借料金（税込）、カウンター料金（税込）で締結する。 ※入札書には税別の料金を記入すること。Excel形式の入札書には税別の料金を記入することにより自動計算が行われます。 ※月額賃貸借料金（税込契約金額）について1円未満は切り捨てる。 ※カウンター料金（税込契約金額）について少数第3位は切り捨てる。</p> <p>(2) 賃貸借物件は落札者以外の所有でも良いが三者間契約は認めないものとする。</p>
9	金額の支払いについて	<p>(1) 当月分を翌月以降請求日より30日以内に支払う。</p> <p>(2) 1円未満の端数は切り捨てる。</p> <p>(3) 初月（令和5年3月31日）分の賃貸借料金は0円とする。</p> <p>(4) 最終月（令和10年3月1日～3月30日）分の賃貸借料金は1ヶ月分とする。 （日割り計算(30日/31日)しない）</p> <p>(5) 請求書は機器の設置場所ごとに発行し、大和郡山市が指示する宛先に送付すること。</p> <p>(6) 計算方法 例) ・カウンター料金 契約金額(税込)×月額印刷枚数…① ・月額賃貸借料 契約金額(税込)…② ・①+②=月額請求金額</p>
10	設置および撤去にかかる注意事項	<p>(1) 機器には動産保険を付加し、その費用を負担すること。</p> <p>(2) 搬入、設置、撤去等にかかる費用は落札者が負担すること。 ※LANケーブル、ハブは大和郡山市が用意するものとする。</p> <p>(3) 機器の設置及び設定後、梱包材等の現場にて発生した不要材は処分すること。</p> <p>(4) 既存機器の撤去について、撤去作業（撤去に伴う簡易復旧調整工事等を含む）は落札者が行うことを原則とし、それに要する費用も負担すること。 既存機器の引き取りは、別紙参照すること。</p> <p>(5) 設置した機器について、賃貸借期間終了後、落札者の負担で撤去すること。</p> <p>(6) 機器搬入および撤去時に建物等が破損したときは、一切を落札業者の負担で復旧すること。</p> <p>(7) 機器が正常に使用できるように初期設定は落札者が行うこと。また、職員から機器の設定、操作方法等に関して要望があれば必要に応じ指導、助言を行うこと。</p> <p>(8) (7)についてはドライバインストール、PCの設定、それらの指導、助言等も含むこと。</p>

11	保守にかかる特記事項	<p>(1) 機器が常に正常な状態で使用できるよう、必要な保守（定期点検、巡回サービス等を含む。）および消耗品の供給を行うこと。</p> <p>(2) 消耗品の不足を確認した時、またはその供給を求められた時は、速やかに必要な供給を行うこと。</p> <p>(3) 大和郡山市が故障等機能の異常等を連絡した時は速やかに設置場所へ必要な保守要員を派遣し、故障修理および代替機の手配等の適切な処理を行い、正常に使用できる状態に回復すること。 速やかに回復できない場合には、その原因およびそれに対する代替策等について説明して、大和郡山市の了承を得ること。</p> <p>(4) 保守並びに点検実施、消耗品納入の際に知り得た業務上の秘密を外部に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。</p> <p>(5) 落札者は各機器ごとの使用枚数を調査し、結果をExcelデータでの提供が可能な体制をとること。</p>
12	その他	<p>大和郡山市と大和郡山市上下水道部(下水道推進課・浄水場)とは、別契約とします。</p>

令和4年度末更新機器 及び全機種共通仕様書

区分	番号	担当課	設置場所	カラー機能	1分間の印刷枚数	FAX	年間予定印刷枚数(白黒)	年間予定印刷枚数(カラー)	オプション
05-A	1	西田中町ふれあいセンター	事務室内	白黒	28枚	○	13,673		—
	2	教育総務課	ASU	白黒	28枚	○	27,045		—
	3	教育総務課	片桐幼稚園	白黒	28枚	×	16,665		—
	4	教育総務課	郡山北幼稚園	白黒	28枚	×	16,784		—
	5	南部公民館	館内	白黒	28枚	○	15,036		—
	6	市民課	矢田支所	白黒	28枚	○	27,206		インターネットFAX
	7	市民課	平和支所	白黒	28枚	○	8,503		インターネットFAX
	8	市民課	治道支所	白黒	28枚	○	10,648		インターネットFAX
	9	市民課	昭和支所	白黒	28枚	○	10,339		インターネットFAX
	10	市民課	片桐支所	白黒	28枚	○	24,026		インターネットFAX
	11	平和地区公民館	事務室内	白黒	28枚	×	19,669		—
	12	昭和地区公民館	事務室内	白黒	28枚	×	20,228		—
	13	治道地区公民館	事務室内	白黒	28枚	×	681		—
	14	南井町ふれあいセンター	センター内	白黒	28枚	×	1,579		—
	15	小泉町出屋敷コミュニティセンター	コミュニティセンター内	白黒	28枚	○	935		—
	16	図書館	事務室内	白黒	28枚	○	25,239		—
	17	図書館	利用者用	白黒	28枚	×	3,192		コインペンダー
05-B	18	学校給食事務所	中学校給食センターおおぞら	白黒	35枚	○	40,742		—
05-C	19	地域振興課	箱本館「紺屋」	カラー	26枚	×	5,613	2,295	—
05-D	20	教育総務課	郡山東中学校	白黒	45枚	×	72,433		—
	21	中央公民館	放送室	白黒	45枚	○	86,069		—
	22	教育総務課	矢田小学校	白黒	45枚	×	70,126		—
05-E	23	教育総務課	矢田南小学校	白黒	55枚	×	135,063		—
	24	教育総務課	筒井小学校	白黒	55枚	×	193,753		—
	25	教育総務課	郡山中学校	白黒	55枚	×	141,007		—
	26	教育総務課	郡山南中学校	白黒	55枚	×	107,535		—
	27	教育総務課	郡山西中学校	白黒	55枚	×	174,417		—
	28	教育総務課	片桐中学校	白黒	55枚	×	129,146		—
05-F	29	総務課	4階印刷コーナー	白黒	65枚	×	606,423		フィニッシャー ICカード対応
	30	教育総務課	郡山南小学校	白黒	65枚	×	275,079		—
05-G	31	浄水場	場内	カラー	36枚	○	111,755	300	—
05-H	32	下水道推進課	課内	白黒	45枚	○	78,980		—

区分	番号	担当課	設置場所	設置場所住所	引き取り方法	設置フロア	EV
05-A	1	西田中町ふれあいセンター	事務室内	大和郡山市西田中町288-2	前設置業者	1	無
	2	教育総務課	ASU	大和郡山市植槻町264-11	前設置業者	1	無
	3	教育総務課	片桐幼稚園	大和郡山市池之内町167	前設置業者	1	無
	4	教育総務課	郡山北幼稚園	大和郡山市北郡山町115	前設置業者	1	無
	5	南部公民館	館内	大和郡山市筒井町600-4	前設置業者	1	無
	6	市民課	矢田支所	大和郡山市矢田町4547	前設置業者	1	無
	7	市民課	平和支所	大和郡山市若槻町4-4	前設置業者	1	無
	8	市民課	治道支所	大和郡山市横田町261-1	前設置業者	1	無
	9	市民課	昭和支所	大和郡山市馬司町331-56	前設置業者	1	無
	10	市民課	片桐支所	大和郡山市小泉町105-1	前設置業者	1	無
	11	平和地区公民館	事務室内	大和郡山市若槻町4-4	前設置業者	1	無
	12	昭和地区公民館	事務室内	大和郡山市馬司町331-56	前設置業者	1	無

	13	治道地区公民館	事務室内	大和郡山市横田町261-1	前設置業者	1	無
	14	南井町ふれあいセンター	センター内	大和郡山市南井町62	前設置業者	1	無
	15	小泉町出屋敷コミュニティセンター	コミュニティセンター内	大和郡山市小泉町2769-1	前設置業者	1	無
	16	図書館	事務室内	大和郡山市北郡山町211-3	前設置業者	1	有
	17	図書館	利用者用	大和郡山市北郡山町211-3	前設置業者	1	有
05-B	18	学校給食事務所	中学校給食センターおおぞら	大和郡山市矢田町4563-1	前設置業者	1	無
05-C	19	地域振興課	箱本館「紺屋」	大和郡山市紺屋町19-1	前設置業者	1	無
05-D	20	教育総務課	郡山東中学校	大和郡山市若槻町134-2	前設置業者	2	無
	21	中央公民館	放送室	大和郡山市南郡山町529-1	前設置業者	1	有
	22	教育総務課	矢田小学校	大和郡山市矢田町966-2	前設置業者	1	無
05-E	23	教育総務課	矢田南小学校	大和郡山市山田町83	前設置業者	2	無
	24	教育総務課	筒井小学校	大和郡山市筒井町120	前設置業者	2	無
	25	教育総務課	郡山中学校	大和郡山市柳町404	前設置業者	2	無
	26	教育総務課	郡山南中学校	大和郡山市筒井町398	前設置業者	2	有
	27	教育総務課	郡山西中学校	大和郡山市田中町767	前設置業者	1	無
	28	教育総務課	片桐中学校	大和郡山市小泉町173-1	前設置業者	2	無
05-F	29	総務課	4階印刷コーナー	大和郡山市北郡山町248-4	前設置業者	4	有
	30	教育総務課	郡山南小学校	大和郡山市柳町85	前設置業者	3	無
05-G	31	浄水場	場内	大和郡山市額田部北町1038	前設置業者	2	無
05-H	32	下水道推進課	課内	大和郡山市植槻町6-10	前設置業者	2	無

年間印刷枚数(合計)

仕様	モノクロ	カラー	台数
05-A	241,448		17台
05-B	40,742		1台
05-C	5,613	2,295	1台
05-D	228,628		3台
05-E	880,921		6台
05-F	881,502		2台
05-G	111,755	300	1台
05-H	78,960		1台
合計	2,469,569	2,595	32台

共通仕様

- ①新品(再生機は不可)
- ②複写方式: デジタルであること
- ③読み取り解像度(縦横): 600dpi以上
- ④書き込み解像度(縦横): 600dpi以上
- ⑤ファーストコピー: 6秒以内
- ⑥複写サイズ最大~最少(手差し): A3~A5(はがき)
- ⑦複写倍率: 25%~400%
- ⑧連続コピー最大枚数(枚): 999枚以上
- ⑨機械占有サイズ(幅): 2000mm以内
- ⑩給紙方式及び給紙容量 4トレイ方式(550枚以上x4)+手差しトレイ100枚以上
- ⑪自動両面原稿送り装置
- ⑫ネットワークプリンタ機能(USBメモリからのプリントが可能)
- ⑬ネットワークカラーレスキャナ機能(USBメモリへの保存が可能)
- ⑭グリーン購入法適合商品
- ⑮FAX機は排紙口が独立していること
- ⑯仕様ごとの機種について、1分間の印刷枚数は**前3枚以内**とする。
(28枚機の仕様であれば25枚機まで)
- ⑰セキュリティ機能: PCからの印刷指示時、複合機本体に、一時、データを保持し、出力にはパスワードを掛ける機能やHDD上の全てのデータが暗号化され、不正に持ち出されないような情報漏洩防止機能、出力後や送信後に自動的にデータを消去する機能、その他なんらかのセキュリティ機能を有すること。
- ⑱操作パネル部に抗菌効果のあるフィルムを採用してること。
- ⑲複数の領収書や写真を1度にスキャンし、個別のデータとして保存可能なこと。
- ⑳本体メモリが4GB以上搭載していること。

【使用可能機器リスト】

【別紙2】納入機器リスト

05-A(17台)※インターネットFAX対応、コインベンダー式機種含む

メーカー	品番	スピード(枚)
SHARP	BP30M28	28
富士フィルムビジネスイノベーション	Apeos3060	30
RICOH	RICOH IM 3500	35
CANON	iR-ADV 4835F	35

05-B(1台)

メーカー	品番	スピード(枚)
SHARP	BP30M35	35
富士フィルムビジネスイノベーション	Apeos3570	35
RICOH	RICOH IM 3500	35
CANON	iR-ADV 4835F	35

05-C(1台)

メーカー	品番	スピード(枚)
SHARP	BP60C26	26
富士フィルムビジネスイノベーション	ApeosC2570	25
RICOH	RICOH IM 2500	25
CANON	iR-ADV C3826F	26

05-D(3台)

メーカー	品番	スピード(枚)
SHARP	BP70M45	45
富士フィルムビジネスイノベーション	Apeos4570	45
RICOH	RICOH IM 5000	50
CANON	iR-ADV 4845F	45

05-E(6台)

メーカー	品番	スピード(枚)
SHARP	BP70M55	55
富士フィルムビジネスイノベーション	Apeos5580	55
RICOH	RICOH IM 6000	60
CANON	iR-ADV 6860	60

05-F(2台)※フィニッシャー・ICカード対応機種含む

メーカー	品番	スピード(枚)
SHARP	BP70M65	65
富士フィルムビジネスイノベーション	Apeos6580	65
RICOH	RICOH IM 7000	70
CANON	iR-ADV 6870	70

05-G(1台)※別契約

メーカー	品番	スピード(枚)
SHARP	BP60C36	36
富士フィルムビジネスイノベーション	ApeosC3570	35
RICOH	RICOH C 3500	35
CANON	iR-ADV C3835F	35

05-H(1台)※別契約

メーカー	品番	スピード(枚)
SHARP	BP70M45	45
富士フィルムビジネスイノベーション	Apeos4570	45
RICOH	RICOH IM 5000	50
CANON	iR-ADV 4845F	45

※事前に調査を行い、機器リストを作成しましたが、この品番に縛られるわけではなく、更新機器リスト及び全機種共通仕様書に記載してある内容を満たすものがあれば、納入可能です。新製品リニューアルに伴う機器変更、品番・オプション内容の違いによる機種変更も同様です。